

# 令和4年度版職員採用案内パンフレット及び動画制作業務委託 企画提案競技実施要領

## 1 目的

「令和4年度版職員採用案内パンフレット及び動画制作業務」の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務委託の内容

令和4年度版職員採用案内パンフレット及び動画制作業務委託仕様書による。

## 3 契約上限額

1,833,150円（消費税及び地方消費税額を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和4年2月22日（火）までとする。

## 5 参加資格要件

- (1) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、業種がサービス（役務の提供）に関する業種であり、委託仕様書の内容を理解し、これを確実に履行することができる者。
- (2) 宮崎県に本店又は営業所を置く者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

## 6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

## 7 スケジュール

- (1) 実施公告 令和3年11月10日(水)
- (2) 質問等の締切 令和3年11月19日(金)
- (3) 企画書等提出期限 令和3年11月29日(月) 午後5時15分まで(必着)
- (4) 審査結果通知 令和3年12月上旬 ※予定

## 8 企画提案競技の方法

- (1) 提出資料 ※各社の提案は1社1案とする

- ① 企画提案競技 参加申込書(別紙1) 1部

- ② パンフレット及び動画の企画提案書(A4版) 正本1部 副本1部

別添1「令和4年度版職員採用案内パンフレット及び動画制作業務 審査基準書」の項目に沿って提案書を作成し、ア～カについて記載すること。

ア 受託体制

イ 業務スケジュール

ウ デザイン及びキャッチコピーのコンセプト

エ パンフレット表紙のデザイン画(キャッチコピーを表紙に入れること。別添2「過去のキャッチコピー一覧」を参考に提案すること。)

オ パンフレットレイアウト(レイアウトの作成にあたっては、令和3年度版職員採用案内パンフレットを参考にすること。)

カ 動画の企画案(シナリオ、絵コンテ、想定される出演者等。1本につき1案作成すること。)

- ③ 誓約書(別紙2) 1部

- ④ 見積書(別紙3) 1部

「見積書(記入例)」を参考に、必要経費の積算内容を記入したもの。

- (2) 提出先

本要領中12を参照

- (3) 提出期限

令和3年11月29日(月) 午後5時15分まで(必着)

- (4) 提出方法

持参又は郵送。(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

- (5) 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

- (6) 質問等

質問には、個別に回答する。質問書(別紙4)を提出すること。

- ① 受付期間

公告の日から令和3年11月19日(金) 午後5時15分まで

- ② 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

## 9 審査及び委託先の決定方法

### (1) 審査

提出された企画提案について、別に設置する審査委員会において選定するものとし、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

なお、提出された企画提案書の内容について、提案者へ質問を行うことがある。

### (2) 審査の通知

採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(3) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

## 10 契約の締結等

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

(3) 契約保証金は宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

## 11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 著作権法等関係法令に抵触しないこと。

## 12 企画提案書の提出及び提案に関する問合せ先

〒880-0805

宮崎市橘通東1丁目9番10号（宮崎県庁3号館5階）

宮崎県人事委員会事務局 総務課 任用担当（出水、深谷）

電話：0985-26-7259

FAX：0985-32-4450

E-mail：jinji-somu@pref.miyazaki.lg.jp